

●香川県告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和元年5月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 平成31年4月26日
- 3 指定道路の位置 丸亀市津森町字位280番4の一部、280番5の一部、281番2の一部及び同地  
先水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.15メートル～5.29メートル  
延長 34.51メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。